

※「法」とは建築基準法のこと

型式適合認定（法第68条の10）

建築物(の部分)が、「構造耐力、防火・避難など一連の規定に適合すること」をあらかじめ国土交通大臣(指定認定機関が指定されている場合は同機関)が認定。



効果

- 建築確認において、「一連の規定」の審査が省略される。検査も同様。
- ただし、認定を受けた型式に適合するかどうかの照合(設計仕様・工事内容が認定書の内容と適合することの審査・検査)は必要となる。

型式部材等製造者認証（法第68条の11）

規格化された型式の建築物(の部分)を製造・新築する者として国土交通大臣(指定認定機関が指定されている場合は同機関)が認証。

【認証の要件】

- 当該型式が型式適合認定を受けたものであること
- 工場での製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法等の技術的生産条件が適切なものであること



効果

- 建築確認において、認証に係る型式に適合するものとみなされ、「一連の規定」の審査において認証に係る型式との照合が省略される。(構造規定などの単体規定は認証書が提出されていることを確認するのみ)
- 建築士である工事監理者が設計図書のとおり施工されたことを確認した場合には、検査において認証に係る型式との照合が省略される。

※ ただし、認証を受けた製造者は、その認証に係る型式どおりに製造・新築する「型式適合義務」を負う。